

第 29 回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 平成 30 年 7 月 20 日 (金)

2. 招集日時 午前 10 時 開議

3. 招集場所 役場 2 階第 1 会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長 (12 番) 西舘 徳松、 職務代理者 (11 番) 中里 照夫、
2 番 内澤 初蔵、 3 番 下谷地敦雄、 4 番 福田 光雄、
5 番 山田 一夫、 6 番 苅谷 雅行、 8 番 鶴飼 榮一、
9 番 本田 健耕、 10 番 泉山 和彦

農地利用最適化推進委員：

2 番 木村 正司、 3 番 川島 秋子、 4 番 笹山結実男、
5 番 清藤 秀則、 6 番 寺澤 正幸

5. 欠席委員 農業委員：

1 番 古里 典子、 7 番 畑林 悦男

農地利用最適化推進委員：

1 番 古舘 久

6. 事務局職員 事務局長：小林 浩、 局長補佐：長瀬 設男、 主任：紫葉 優樹、
主事補：永井 重徳

議 長 (西舘会長)

それではただいまより、第 29 回軽米町農業委員会総会を開会致します。

(開会 午前 10 時 00 分)

議 長 本日の出席農業委員は、10 名で、在任委員の過半数に達しておりますので
会議は成立いたしました。また、農地利用最適化推進委員は、5 名の出席とな
っております。なお、古里委員、畑林委員、古舘委員からは、欠席の報告がご
ざいました。

それでは日程に入ります。

日程第 1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より
指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので 11 番 中里照夫委員、2 番 内澤初蔵委員のお二方をお願いいたします。

 日程第 2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

 (「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

 それでは、議事に入ります。日程第 3、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

 農地法第 3 条の規定により、下記農地の申請があったので審議をお願いいたします。

 それぞれの農地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人の状況については、資料のとおりです。

 番号 1 については、農業経営規模拡大のためということで、売買による有償移転の申請となります。対価は 100 万円で 10a 当り約 31 万 6 千円となっております。現地確認につきましては、木村委員と中里委員にお願いしております。

 番号 2 については、いところへ贈与するための無償移転の申請となります。現地確認につきましては、木村委員と本田委員にお願いしております。

 番号 3 については、娘へ贈与するための無償移転の申請となります。現地確認につきましては、古舘委員と福田委員にお願いしております。

 番号 4 については、使用貸借による権利設定の申請となり、農業者年金の関係による 10 年間の更新の内容となっております。

 農地法第 3 条第 2 項の各号についての調査説明をいたします。

 第 1 号の全部効率利用については、耕作地の状況、保有機械、申請人世帯の農業経験等により農地の全てを効率的に利用できるの見込まれます。

 第 2 号は個人であり適用となりません。

 第 3 号は信託ではないため適用となりません。

 第 4 号の常時従事要件について、譲受人世帯は農作業を行う必要がある日数を農作業に従事すると見込まれます。

 第 5 号下限面積については、権利取得後の経営面積が 30a 以上要件を満たします。

 第 6 号転貸禁止については、譲渡人の所有地であって転貸にあたりません。

 第 7 号地域調和についても、周辺農地との調和に配慮するとの申出であり、いずれの案件も農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、申請内容は許可要件を全て満たしていると考えます。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地確認についてですが、番号 1 は、

木村委員、中里委員に、番号2は、木村委員、本田委員に、番号3、番号4は、古舘委員、福田委員にお願いしておりますので、それぞれ順に、ご報告願います。

木村委員 番号1について報告いたします。場所は〇〇地区内、国道340号線から〇〇線入口より200m位のところにあり、周囲の状況は南側が受人所有の雑種地、北側、東側は畑となっておりますが、東側は山林となっております。

南側の自分の雑種地の隣にあることと、相手方の要望もあることから、取得するという事です。今後は、大豆の栽培を計画しているということです。よって、この申請は許可相当であると考えます。

続いて、番号2について報告いたします。申請地の位置は、町道〇〇〇〇線のバイパスから県道〇〇〇〇線の十字路を〇〇〇方面へ約300m進んだ右側に隣接しています。東側が道路向い宅地、西側がたばこ畑、南側が水田、北側が山林となっております。

申請の農地で受人の父からの分家に出た姉の息子である渡人の所有となっており、姉が〇〇〇市に移転した後から数十年管理しており、3年程前から贈与の話があったため、申請したということです。すでに譲受人が適正に管理しており、親戚への贈与ということでこの申請は許可相当であると考えます。

事務局 番号3、番号4については、古舘委員より現地確認書の提出がございましたので、事務局が代読させていただきます。

番号3についてですが、場所は〇〇〇行政区の〇〇地区内、それぞれの申請地の周囲の状況は、①の農地は東側、西側が宅地、南側が畑、北側が山林となっております。②、③の農地は隣接しており、東側が山林、西側、北側が畑、南側が原野となっております。確認者の意見としまして、父親の農機具もあり、父親から指導を受けながら営農するという事で、効率的に利用できると思われます。畑には野菜、田には水稻を作付するという事で、この申請は許可相当であると考えるところです。

番号4について、それぞれの申請地の位置・周囲の状況は、①②の農地は〇〇地区内、〇〇〇営農研修館より〇〇〇方面へ400m程の所に位置するという事です。東側、南側が田、西側、北側が町道となっております。③、⑩、⑪の農地は〇〇〇営農研修館より〇〇方面へ100m程の所に位置しており、東側が町道、西側、南側、北側が畑となっております。④、⑤の農地は、同じく〇〇〇地区内に位置しておりまして、東側が県道〇〇〇〇線、西側、北側が畑、南側が町道となっております。⑥の農地は、〇〇〇営農研修館より〇〇〇方面へ200m程の所に位置しており、東側、南側が畑、西側、北側が山林となっております。⑦の農地は、〇〇〇営農研修館より300m程の所に位置しており、東側、北側が畑、西側、南側が山林となっております。⑧、⑫の農地は、〇〇〇営農研修館より450m程の所に位置しており、東側、西側が山林、南側、北側が田となっております。確認者の意見としまして、権利の再設定のため、引

き続き効率的に利用できると思われるということです。周辺農地への支障はないかということについては、花、水稻等を長年続けているため、地域調和はできていると思われるため、許可相当と思われるとの意見でございます。

議長 　　ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。

（ 「異議なし」との声あり ）

議長 　　番号2について。

（ 「異議なし」との声あり ）

議長 　　番号3について。

（ 「異議なし」との声あり ）

議長 　　番号4について。

（ 「異議なし」との声あり ）

議長 　　ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することにいたします。

　　日程第4、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。朗読を兼ねて説明をさせます。

事務局 　　（別紙議案書により朗読、説明）

　　農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請がありましたので審議をお願いいたします。

　　農地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人の状況については、資料のとおりです。転用目的については、一般個人住宅ということで、居宅、物置、農機具倉庫等を建築するというものです。農振農用地外で10ha以上の大規模な農地に隣接しておらず、公共性の低い農地のため、第2種農地に該当すると思われます。代替検討もしておりまして、昨年の農振の定期除外で除外済みの案件でございます。現地確認につきましては、福田委員と古里委員にお願いしてございます。申請地の場所につきましては、資料の下に配置図を掲載しております。

議長 　　ただいま、説明申し上げたとおりです。現地確認については、福田委員、古里委員に依頼しておりますので、ご報告願います。

福田委員 報告いたします。場所は〇〇〇地区内、町道から〇〇〇方面に 500m程入った〇〇〇集落付近にあります。周囲の状況は、東側が町道を挟んで〇〇商店、西側、南側、北側が宅地となっていて、宅地に囲まれた農地です。確認者の意見としては、周囲農地への影響もなく、よってこの申請は許可相当であると考えます。

議長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

(「異議なし」との声あり)

議長 ご異議がないので、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

日程第5、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議をお願いいたします。

農地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人については資料のとおりでございます。

番号1の転用目的については、一般個人住宅ということで、住宅、庭、通路の計画でございます。使用貸借により申請地を借受け、個人住宅を建築するためという理由でございます。農振農用地外で大規模な集団の農地に隣接しておらず、公共事業の対象となっていない生産性の低い第2種農地に該当すると思われま。代替検討もされておりました、許可相当と判断される案件でございます。現地確認につきましては、寺澤委員と内澤委員にお願いしてございます。

番号2の転用目的については、一般個人住宅ということで、住宅、車庫、通路の建築、整備の計画でございます。所有権移転により、個人住宅を建築するためということで、農振農用地外の農地で10ha以上の農地に隣接しておらず、公共事業の対象となっていない生産性の低い第2種農地に該当すると思われま。代替地の検討がされておりました、許可の例外規定に該当するため、許可相当と判断できると思われま。現地確認につきましては、川島委員と鶴飼委員にお願いしてございます。それぞれの申請地の配置図は資料に掲載してございます。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。現地確認についてですが、番号1は、寺澤委員、内澤委員に、番号2は、川島委員、鶴飼委員に依頼しておりますので、それぞれご報告願います。

寺澤委員 番号1について報告いたします。渡人の長男である受人が自宅を建築すると

いうことで、渡人の自宅の隣の農地を転用し宅地にするということです。現在は花壇、ブルーベリーや野菜を作付されているということです。位置、周囲の状況は、〇〇〇地区内、町道から 200m 程山手側に入った所に位置しております。東側が渡人の宅地、南側が畑、西側が町道、北側が自宅への進入路となっております。

申請地は渡人の自宅に隣接しており、また隣地などへの影響はなく、周囲農地への被害はないため、よってこの申請は許可相当と思われます。

川島委員 番号 2 について報告いたします。場所は〇〇地区内、〇〇墓地からおよそ 150m の所にあり、周囲の状況は東側が主要地方道、西側が畑、南側が自宅、北側が作業小屋となっております。

周囲の状況から、転用する土地は位置的な問題はなく、申請人の信用はあり、転用行為の妨げとなるものはないと思われます。事業の内容からも面積は必要最小限であり、周辺農地への被害はないと思われます。よって許可相当であると思われます。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号 1 について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号 2 について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見については、原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

日程第 6、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請がありましたので審議をお願いいたします。

農地の所在、地目、面積、譲渡人、譲受人の状況については、資料のとおりです。この案件につきましては、平成 29 年 12 月 14 日付で一時転用の許可があったものです。その後、期間延長のため申請がありまして、平成 30 年 3 月 29 日付で計画変更の承認がされているものでございます。今回追加工事の発生に伴いまして、再度期間を延長するために事業計画変更の申請があったものでございます。一時転用の案件でございまして、変更前、平成 30 年 1 月 1 日～7 月 31 日までの期間で一度変更の承認を受けておりましたが、今回さらに 9

月 30 日までに変更したいということです。これまでの進捗率は 80%ということでございます。3 年以内の一時転用の期間であり、計画変更の承認ができると判断されます。

議 長 　　ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 　　ご異議がないので、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業変更計画申請に対する意見については、原案のとおり県知事へ進達することに決定いたします。

　　日程第 7、議案第 5 号、適用外証明交付申請の承認について上程いたします。朗読を兼ね説明をさせます。

事務局 　　（別紙議案書により朗読、説明）

　　農地法の適用外証明願について、下記農地の申請がありましたので審議をお願いいたします。

　　農地の所在、地目、面積、所有者の状況については、資料のとおりです。非農地の理由については、昭和 45 年頃に養豚用畜舎及び物置を建設し、その後平成 10 年頃に養豚を廃止し、現在は物置として利用しているということです。適用法令に関して不知だったためということで申請があったものです。現地確認につきましては、笹山委員と下谷地委員にお願いしてございます。申請地の配置図は資料に掲載してございます。

議 長 　　ただいま、説明申し上げたとおりです。現地確認については、笹山委員、下谷地委員に依頼しておりますので、ご報告願います。

笹山委員 　　報告いたします。周囲の状況については、北側が宅地、東側が営農研修館、南側が本人所有の畑、西側が畑となっております。建物が建ったままずっと使用していましたが、周囲への影響は今までも起こっていないため、今後も問題ないと思われれます。農地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難であると認められるため、又、周囲農地への影響はなく、許可相当であると判断いたします。

議 長 　　ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

（ 「異議なし」との声あり ）

議 長 ご異議がないので、議案第5号、適用外証明交付申請の承認については、原案のとおり決定することにいたします。

 続きますして、協議事項として農地パトロール利用状況調査の実施要領について、事務局より説明いたします。

事務局 (別紙資料により説明)

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

 (「異議なし」との声あり)

議 長 それでは、農地パトロール実施要領については、原案のとおり決定することとし、それぞれ実施願います。

 続きますして、農地の田畑価格調査について、事務局より説明いたします。

事務局 (別紙資料により説明)

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

 (「異議なし」との声あり)

議 長 それでは、平成30年田畑価格調査については、原案のとおり決定することにいたします。

 ここで休憩にします。

 事務局より報告等がありますのでお願いいたします。

 (午前10時50分 休憩)

~~~~~

                  ( 午前11時26分 再開 )

議 長           再開します。

                  以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。

                  これをもって、第29回軽米町農業委員会総会を閉会といたします。

                  ( 午前11時26分 )



